

任意継続被保険者の方の保険料額

令和7年4月分（4月納付分）～（単位：円）

退職時の標準報酬月額		40歳未満又は65歳以上	40歳以上65歳未満
等級	月額	(介護保険料なし)	(介護保険料あり)
1	58,000	5,684	6,728
2	68,000	6,664	7,888
3	78,000	7,644	9,048
4	88,000	8,624	10,208
5	98,000	9,604	11,368
6	104,000	10,192	12,064
7	110,000	10,780	12,760
8	118,000	11,564	13,688
9	126,000	12,348	14,616
10	134,000	13,132	15,544
11	142,000	13,916	16,472
12	150,000	14,700	17,400
13	160,000	15,680	18,560
14	170,000	16,660	19,720
15	180,000	17,640	20,880
16	190,000	18,620	22,040
17	200,000	19,600	23,200
18	220,000	21,560	25,520
19	240,000	23,520	27,840
20	260,000	25,480	30,160
21	280,000	27,440	32,480
22	300,000	29,400	34,800
23	320,000	31,360	37,120
24	340,000	33,320	39,440
25	360,000	35,280	41,760
26	380,000	37,240	44,080

【保険料の納付方法】

任意継続被保険者の方の保険料は納付書により毎月納付する方法のほか、納付期限前に割り引いた保険料をまとめて納めることもできます（前納）。

○前納により納付する場合（お得）

申請時又は3月と9月に一定期間分を前納（まとめ払い）することができ、保険料が割引になります。

【一定期間分】

6ヵ月分：4月～9月分または
10月～翌年3月分

12ヵ月分：4月～翌年3月分

※毎年健保より2月と8月に登録のご住所あてに前納申出書を郵送します。

ご希望の方は必要事項をご記入の上、郵送してください。

←※標準報酬月額の上限は380,000円です。

○退職時の標準報酬月額が不明な方は事業所にお問い合わせください。

○任意継続被保険者の保険料は事業主が今まで負担していた分と被保険者負担分の合計になります。

○介護保険第2号被保険者に該当する方は、40歳以上65歳未満の方であり、一般保険料率（9.8%）に介護保険料率（1.8%）が加わります。

○任意継続被保険者の方の一般保険料率（9.8%）は、基本保険料率（5.69%）と特定保険料率（3.99%）と調整保険料率（0.12%）を合計した率です。

・基本保険料は保険給付費や保険事業費等にあてられ、特定保険料は後期高齢者支援金等の拠出金にあてられます。また、調整保険料は健康保険組合が共同で財政窮迫組合の助成事業（財政調整）や高額医療費の交付金の財源にあてられるもので、厚生労働大臣が定める基本調整保険料率（1000分の1.3）に各組合の財政実情に応じた増減率（修正率）を乗じて、原則毎年改定されます。